

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第57号)

令和4年5月24日

徳情個審答申第57号

令和4年5月24日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市個人情報保護条例第42条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年3月10日付け行財発第13号により徳島市長から諮問のありました保有個人情報  
の不開示決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

徳島市長が行った保有個人情報の不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、  
妥当である。

#### 第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年12月6日、徳島市長に対し、自身の平成■■■年■月から平成■■■年■月までの■■■■課における出勤簿と賃金台帳について、徳島市個人情報保護条例（平成17年徳島市条例第1号）第14条に基づく保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 徳島市長は、同日、本件開示請求に対し、次に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）を開示請求の対象として特定したが、いずれも廃棄済みであることを理由として、本件処分をした。
  - ア 平成■■■年■月から平成■■■年■月までの■■■■課における出勤簿（5年保存の公文書であるため、平成■■■年■月に廃棄済み。）
  - イ 平成■■■年■月から平成■■■年■月までの■■■■課における賃金台帳（5年保存の公文書であるため、平成■■■年■月に廃棄済み。）
  - ウ 平成■■■年■月から平成■■■年■月までの■■■■課における賃金台帳（5年保存の公文書であるため、平成■■■年■月に廃棄済み。）
- 3 審査請求人は、令和4年3月4日、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 4 当審査会における審査に際し、徳島市長に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、令和4年3月16日、同文書（令和4年3月16日付け■■■発第41号）が提出

され、これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたところ、同文書が令和 4 年 4 月 11 日に提出された。

さらに、審査請求人から口頭意見陳述の申立てがされたため、令和 4 年 4 月 26 日に当審査会において口頭意見陳述を行っている。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

- 1 不開示理由において、本件請求対象文書は廃棄済みとされているところ、自身の徳島市役所での勤務において、本件請求対象文書に類する文書を市役所庁舎外の書庫に移送したことはあるが、廃棄をした経験がないため、本件請求対象文書についても廃棄がされず現存していると確信している。
- 2 平成■■■年に自身が徳島市役所を退職する際、本件請求対象文書に基づく離職票 1 及び離職票 2 について、徳島市は作成義務があるにもかかわらず作成しておらず、そのことにより就職活動において不都合が生じていることから、問題であると考えている。

### 第 4 徳島市長の主張の要旨

- 1 徳島市長は、文書取扱規程において、職員の勤務及び給与に関する文書の保存年限を 5 年（重要なものについては 10 年）と定めており、本件請求対象文書の事務所管課（■■■■課）においてもこの規程に基づき、臨時職員に係る出勤簿及び賃金台帳について、保存年限を 5 年としている。
- 2 本件請求対象文書は、いずれも 5 年の保存年限を満了していることに伴い廃棄済みである。本件処分は、審査請求人から本件開示請求を受けた後、本件請求対象文書が既に廃棄済みであることを確認した上で本件処分を行ったものである。
- 3 本件請求対象文書である出勤簿及び賃金台帳は、雇用保険の手続等に必要とされるものであるところ、雇用保険の手続期間は原則として離職後 1 年間（特別な事情がある場合には 3 年間の延長が可能）であること、加えて、賃金請求権の消滅時効が令和 2 年改正前の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 115 条の規定により 2 年であることから、その保存年限は 5 年で足りるものである。

### 第 5 当審査会の判断

- 1 争点について  
本件審査請求においては、徳島市長が、本件請求対象文書を廃棄せず未だ保有しているかどうか争点となる。
- 2 争点についての判断  
本件請求対象文書の廃棄に関し、当審査会では、本件請求対象文書のファイル基準表（文書の保管場所、廃棄年月日等を記録した帳簿）及び市役所庁舎外に保管された

文書で保存年限を経過したものの廃棄方法を職権で調査した。

その結果、本件請求対象文書が廃棄されていること、廃棄の方法は職員が直接行うのではなく委託された業者が一括して行うことが確認された。

### 3 離職票の作成義務について

審査請求人は、徳島市長には離職票の作成義務があり、それが履行されていないことが問題であることを主張するが、当審査会は本件審査請求において本件処分の妥当性を判断するものであり、離職票の作成に係る事務を徳島市長がすべきであったかどうかについては判断しない。

### 4 まとめ

以上のことから、本件請求対象文書が廃棄され存在しない以上、徳島市長がした本件処分は妥当である。

## 第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

答申の決定に関与した委員

会長	永本 能子
委員	島内 保彦
委員	本田 利広
委員	真鍋 恵美子
委員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年月日	審議経過
令和4年3月10日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和4年3月16日	徳島市長から決定理由説明書が提出された。
令和4年3月25日 (3年度第12回審査会)	審議を行った。
令和4年4月11日	審査請求人から意見書が提出された。
令和4年4月11日 (4年度第1回審査会)	審議を行った。
令和4年4月26日 (4年度第2回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和4年5月24日 (4年度第3回審査会)	答申案の検討を行った。